

写真、映画・ビデオ等の撮影について

蘆花恒春園サービスセンター
世田谷区粕谷 1 - 20 - 1
[TEL/FAX:03-3302-5016](tel:03-3302-5016)

蘆花恒春園は、花の丘や児童公園などの開放区域と文化財に指定された恒春園区域の2つを持つ、都立公園としては小さめの公園です。園内での撮影等については、当園利用状況を鑑み、一部制限を設けておりますので、予めご了承ください。

また、園内の恒春園区域は、都の史跡に指定された『貴重な文化財』で、後世にわたって、その景観を引き継ぐ責務を負っておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

したがって、撮影にあたっては以下のことを基本にしております。

撮影について

1. 一定の面積を占める撮影については、占用の手続きを取ること。
2. 公園の景観に配慮した撮影であること。
3. 他の来園者の見学を妨げず、安全を十分に考慮した撮影であること。

東京都における「占用条件」

1. 占用目的及び占用許可区域以外は使用しないこと。
2. 本占用が原因で公園施設または第三者に被害を及ぼした時は、占用者は速やかにその被害を補填し、または賠償の責に應ずること。
3. その他細部については、サービスセンター職員の指示に従うこと。

撮影に係る注意事項

1. 一般の来園者が優先となり、他の来園者の迷惑になる行為は避けること。
2. 下記期間は原則**撮影不可**
 - ①休日(12/29~1/3)及び月末(2~3日間程度)
 - ②当園イベント開催期間
 - ③上記以外でも、気象災害などの諸事情により撮影をお断りすることがある
3. 撮影可能な時間帯は、原則**9時~16時30分**。
1日撮影可能件数を制限しているので、注意すること。
4. 立入禁止箇所、許可区域外での撮影は不可。
5. 有料駐車場あり。園内の車両の乗り入れは禁止。撮影機材の搬入は人力で行うこと。
6. 大型のレフ板、レールやクレーンなどを使用する大規模な撮影、大人数での撮影は不可。
7. 火気使用やヘアスプレーなどの破損・汚損する恐れのある物の使用は不可。
8. 音を使用する撮影、大きな声を発する行為は不可。また撮影時に当園の電源等を使用することも不可。
9. 敷物や事前に申請していない小道具を使用した撮影は不可。その他、工作物の設営、動植物の採取や捕獲なども不可。
10. 蘆花記念館、徳富蘆花旧宅(母屋・梅花書屋・秋水書院)、愛子夫人居宅での撮影は不可。園内トイレなどを利用しての着替えや化粧直しは不可。
11. 他のお客様の安全に支障を及ぼす可能性のある行為、その他文化財や施設を汚損または破損する可能性がある撮影、景観を害する行為は不可。
12. 気象災害等によって、利用者の安全に支障が出る可能性がある場合は、急遽撮影をお断りすることがある。また公園を維持していくための工事や作業等で、園路等を通行止めにする必要がある。維持管理のための工事や作業が優先されるため、撮影時に作業や工事を中断することはできない。

※上記にあげた注意事項を厳守していただけない場合は、その場で撮影を中止していただくことがあり、悪質な場合は今後一切の撮影をお断りすることもある。

占有許可申請の手続き

1. 流れ

問い合わせ→企画書及び占有場所図の提出→事前審査→承認(否認の場合もあり)→一時占有許可申請(事前審査が否認された場合は申請不可)→占有料の納付

2. 撮影予定日の1週間前までに、事前に撮影希望日時に撮影可能かどうかの問い合わせを行った上で、「撮影事前調査票」及び企画書等を提出(持ち込みまたは FAX、メール)すること。その後、事前審査を受け、事前審査に通った場合のみ、撮影を承認する。事前審査には1週間程度の時間がかかるため、早めに調査票等を提出すること。

※占有申請は先着順となり、1日の撮影件数を制限しているため、必ず事前問い合わせを行うこと。

※撮影当日は、サービスセンターにて占有の手続き及び占有料を支払の上、占有許可書の交付を受けること。

占有料について

種別	区分	1時間あたりの金額	備考
写真撮影 (録音行為含む)	30㎡以下のもの	¥100-	
	30㎡を超えて100㎡以下のもの	¥400-	
	100㎡を超えるもの	¥800-	
映画、テレビ及びビデオの撮影	1500㎡以下のもの	¥6,400-	
	1500㎡を超えて3000㎡以下のもの	¥12,800-	
	3000㎡を超えるもの	¥19,200-	

※金額は1時間単位で算出。

占有料を判定する場合の参考面積

区分	金額	参考面積(例示)	参考例
写真撮影	30㎡以下のもの	5m×6mの範囲、畳20畳分までが対象	1~2名程度の撮影
	30㎡を超えて100㎡以下のもの	テニスコート(シングル)半面程度まで対象	カメラマン、モデル、スタッフ等が3~5名程度の撮影
	100㎡を超えるもの	上記以上の面積が対象	モデル撮影会
映画、テレビ及びビデオの撮影	1500㎡以下のもの	テニスコート(サイド、バックコートを含む)2面分程度、50mプール程度までが対象	
	1500㎡を超えて3000㎡以下のもの	サッカーコート(大人)半面程度までが対象	
	3000㎡を超えるもの	上記以上の使用が対象(野球場、サッカーコート、陸上競技場など)	

その他

「都立公園条例施行規則の改正にともなう写真撮影等による占使用料の取扱いについて」(昭和51年4月1日付50建公公第594号通知)、「写真撮影等による占有許可の取り扱い」(平成2年6月15日付2建公公第43号、公園緑地部長通知)及び「写真撮影等による占使用料の減免基準の実施要領について」(昭和50年9月22日付50建公公第290号通知)等、写真撮影等にかかる関係数値については変更しないものとする。